

# 埼玉県国民健康保険運営方針について

【平成29年度第4回国保運営協議会資料より抜粋】

## 1 運営方針の概要について

### (1) 基本的事項

- ア 目的 埼玉県国民健康保険運営方針は平成30年度から、県と市町村が国保を共同運営する際の統一的な指針である。
- イ 根拠規定 国民健康保険法第82条の2
- ウ 対象期間 平成30年4月1日から3年間（3年ごとに見直し）

### (2) 埼玉県の国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 被保険者一人当たり医療費は、被保険者のうちの高年齢層の増加、医療の高度化等に伴い、増加していくものの、被保険者数の減少により医療費の総額は減少するものと見込まれる。

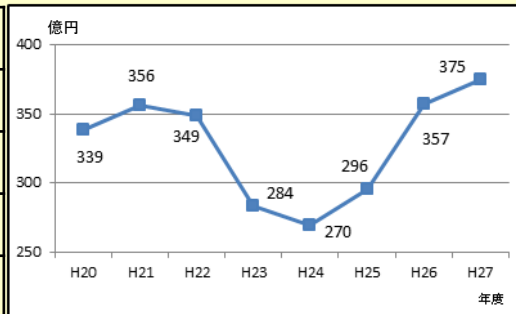
	平成25年度	→	平成35年度
・被保険者数	約206.2万人		約147.6万人(約 28%減)
・一人当たり医療費	約29.7万円		約 37.7万円(約 27%増)
・医療費の総額	約6,119億円		約5,567億円(約 9%減)

- 多くの市町村では、保険税の負担緩和や収納不足のため、一般会計から国保特会への繰入などにより形式収支の黒字を確保している状況。法定外一般会計繰入金は近年増加傾向にある。

県内市町村国保の決算状況

	平成26年度	平成27年度
収入額	8,157億円	9,191億円
支出額	7,900億円	8,969億円
形式収支	257億円	222億円
実質的収支	▲348億円	▲406億円

法定外一般会計繰入金の推移



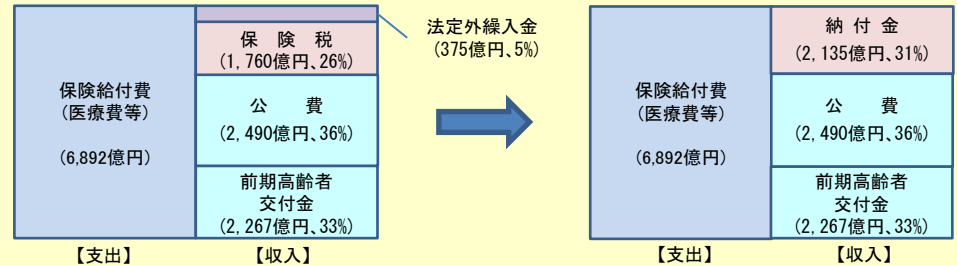
### (3) 市町村国保財政運営及び県国保特別会計の考え方

国保財政の安定運営に向け、国保特別会計の収支均衡や収入の確保、支出の削減に取り組み、バランスよく財政運営を行うことが必要。

### (4) 納付金・標準保険税率、激変緩和

- ア 納付金 市町村の保険給付に必要な費用等に充てるため、県が市町村に負担を求める金額。医療費水準、所得水準を反映させて市町村ごとに算定する。
- イ 標準保険税率 納付金を保険税だけで集めるために必要となる保険税率。市町村は標準保険税率を参考にして、保険税率を決定し、被保険者から保険税を徴収する。
- ウ 激変緩和 新制度施行に伴い、各市町村の被保険者一人当たりの納付金額が一定割合以上増加すると見込まれる場合に、当該市町村に交付金を交付。国の激変緩和策に加え、県独自の激変緩和策を実施する。

【参考】平成27年度決算ベースでのイメージ  
(現行制度)



### (5) 安定的な財政運営に向けた取組

県は財政支援などを通じて、市町村の取組を支援する。

#### 保険税の徴収の適正な実施

- ・現年課税分の確実な徴収
- ・滞納繰越分の早期処理と滞納処分の強化 など

#### 医療費の適正化

- ・データヘルスの推進
- ・特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上 など

#### 保険給付の適正な実施

- ・レセプト点検の充実強化
- ・第三者行為求償案件の適正な事務処理 など

#### 事務の標準化・共同化

- ・被保険者証と高齢受給者証の一体化
- ・事務処理マニュアルの活用 など